

栃木県外来医療計画に係る 事務取扱実施要領の改定について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う改定

○医療機器等共同利用計画書の提出について

令和2(2020)年4月1日施行

次の医療機器等を購入する場合は、「医療機器等共同利用計画書」を事前に策定し、医療機器等の備付後10日以内に健康福祉センター等に1部提出する。

- ①CT……………マルチスライスCT(64列以上、16列以上64列未満、16列未満)、その他CT
- ②MRI……………3ステラ以上、1.5ステラ以上3ステラ未満、1.5ステラ未満
- ③PET……………PET、PETCT、PETMRI
- ④放射線治療…ガンマナイフ、リニアック
- ⑤マンモグラフィー



新型コロナウイルス感染症患者の入院診療又は帰国者接触者外来を行う病院及び診療所にあつて、共同利用計画書を事前に策定することが困難と認められる場合には、健康福祉センター等と協議の上、共同利用計画書の策定及び提出を事後に行っても差し支えないこととする。